

# 札幌市公文書管理審議会（平成25年度第1回）

## 会 議 録

日 時：平成25年5月1日（水）午後2時開会  
場 所：札幌市文化資料室 3階 講堂

## 1. 開 会

○大濱会長 それでは、定刻ですので、平成25年度第1回札幌市公文書管理審議会を開催します。

事務局から、報告事項等をお願いいたします。

○事務局（渡邊行政部長） まず、配付資料の確認でございますが、本日の会議資料といたしましては、会議次第、ホチキスでつづっております資料1から資料3までの3点を配付しております。ご確認いただきたいと思っております。

次に、4月1日付で、事務局に人事異動がございましたので、ご報告させていただきます。

行政部総務課長の川原が異動となりまして、新たに金谷が着任いたしましたので、ご挨拶をさせていただきますと思っております。

○事務局（金谷総務課長） 4月1日付で総務課長になりました金谷と申します。

前任の川原のようにはできないかもしれませんが、これから一生懸命勉強しまして、事務局の仕事を務めてまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

## 2. 議 事

○大濱会長 それでは、議事に入ります。

その前に、議事録については、メールで送られていると思うので、それで確認されたということで、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○大濱会長 では、議事録は確認されたことにします。

それでは、前回の続きになりますが、札幌市公文書管理条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準についてです。前回は踏まえて、かなり丁寧にいろいろと検討していただいておりますので、その点について、資料1に基づいて、輪島室長からご説明いただきたいと思っております。

○事務局（輪島文化資料室長） それでは、お配りしました資料1の札幌市公文書管理条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準（案）について、前回の審議を踏まえて修正した点をご説明させていただきます。

まず、1ページ目の最初の赤字で書いていますが、第1、審査の基本方針です。

前回の審議の中でありましたとおり、特定重要公文書は、誰に対しても広く公開していく性質のものであり、できる限り公開していくように努めるということを記載したほうがよいという審議会のご意見を踏まえまして、冒頭に修正した部分を載せております。

前回の案では、条文の並び順にあわせて、赤字で消しておりますが、後ろの6ページ目に第4として記載しておりました時の経過を考慮して必要最小限の制限を行うという内容を、最初の第1に基本方針という形で記載することとしたわけでありまして。

そして、1ページ目の中段ですが、「時の経過を考慮してもなお利用を制限すべき情報

がある場合に」という記述を「特定重要公文書を一般の利用に供するという条例の目的に鑑み、必要最小限の制限を行う」に修正しています。これによりまして、特定重要公文書はできる限り利用を制限しないという基本的な姿勢をより明確にしたものとなっています。

次に、2の実施機関の意見の参酌の部分と、その次の条例第17条第2項第1号に基づく利用制限についての部分ですが、こちらは基本方針を第1に配置したことに伴う文言修正と番号の修正となっています。

次に、5ページ目の下ですが、第3の寄贈・寄託者の意向に基づく利用制限についてです。こちらは、前回の審議会のご意見によりまして、「意向を最大限に尊重する」「特段の配慮を行う」といった文言を削除しています。

また、前回、寄贈、寄託を受けた文書を公文書館が利用する権利をきちんと確保できるようにすべきだという意見もいただきました。この点につきましては、基準には特に明記しておりませんが、後で説明します資料2の寄贈、寄託文書の受け入れ要領の中で、寄贈、寄託を受ける際の条件を新たに設定しておりますので、その中で説明したいと思っています。

なお、前回のご審議では、利用制限情報の中で、個人情報の利用制限に関するご意見もあり、改めて検討をいたしました。国立公文書館や国内の公文書館における個人情報については、30年以上の一定の期間が経過した時点で判断するという基準が現状においては慣行となっていることを踏まえまして、原案どおりとさせていただきます。

基準（案）についての説明は、以上のとおりでございます。

○大濱会長 前回あったのは、30年原則が原則としてあるけれども、なるべく早く開いていく方向性がいいだろうというもの、もう一つは、寄贈、寄託のものについては、特段の配慮ではなくて、公文書館が主体性を持ったほうがいいだろうという二つの論点があったと思います。そのうちの寄贈、寄託については、かなりすっきりとさせていただいていると思います。

また、30年原則の問題については、国内の一般的な状況と、札幌市の立場という中で、30年以上の一定の期間ということを書きたいため、こういうふうになっているのだろうと思います。

その辺について、ご意見がございましたらお願いします。

そして、審査の基本方針という形で後ろにあったものを冒頭に持ってきたことも踏まえてご意見を伺えればと思います。

いかがですか。

○鈴江副会長 少しおさらいをさせていただきたいのですが、この審査基準は、公文書館側を縛るといいますか、これに基づいて利用、公開するということですし、審議会自体もこれを踏まえていくこととなります。ただ、各原課にとっては、これを参酌しながら公文書館に文書を送るかどうかの判断に影響するものですか。専ら、公文書館側、あるいは審議会側の考え方でこれを決めていくようなものではないでしょうか。

○大濱会長 その点はどうですか。

○事務局（輪島文化資料室長） 市民、一般の方からの利用請求の際に、公文書に対して、個人情報等がある場合については、原課が意見を付与することになっています。ですから、特定重要公文書になっても、公開の段階においては、原課の意見も参照しながら、調整しながら行っていくということになっています。そういう意味では、この審査基準は、原課も十分に理解し、解釈等も共有化していかなければならないと思います。あるいは、前回お話ししましたように、マスキングの問題もあります。そういったことも原課との調整が入ってきます。

ですから、これによって文書が移管する、しないということではなくて、やはり利用制限情報の解釈を公文書館と原課の間でしっかり共通化しておく必要があるだろうと思っています。

○鈴江副会長 そうすると、もちろん、原課でも、この内容について見ながら判断すると思いますけれども、移管そのものの判断の基礎になるわけでもないと考えていいですか。

○事務局（輪島文化資料室長） 移管の判断は、前回のガイドラインにお示しした重要公文書該当基準に基づいて原課が判断していくことになろうかと思っています。

○大濱会長 こういう問題があると思うのです。どの国にしても、どの自治体にしても、30年原則にこだわるのは、原課が出すときに、30年は大丈夫だなという心理的な判断があって、その辺の部分において、いわゆる「30年原則」を今のところは入れておざるを得ない。そうでないと、公文書館に移管したらすぐ出されるのではなかったものではないというのが、どうも文書を抱えている原課の心理的な状況のようです。

そういう意味で言えば、私は、後段の「作成又は取得の日から一定の期間が経過し」として、「30年以上」を入れなくていいのではないかと本来は思っています。しかし、どうも文書を扱っている原課にはある種の心理的傾向があるだけに文書移管の流れが出来るまでに時間がかかるのでは。札幌市の場合は10年ぐらいで移管していく方策を考えているわけですから、それだけに、この流れをつくって移管システムを軌道に乗せていくまでは30年以上という形を置いておくのもやむを得ない気がします。30年という期間の設定には心理的なものがあるのだろうと思います。

鈴江副会長は、道庁にいたときに感じませんでしたか。

○鈴江副会長 心理的にはありますね。

道立文書館は、文書館で公開してもいいという原則で移管をしてもらった仕組みでした。ただ、移管をしてもらっても、個人情報保護条例との関係で、全部を公開してもいいかというところはいかないということがあって、文書館でも、この資料の別表のところを随分検討してきたと思います。

道立文書館の考え方としては、文書館に送ったものは文書館が扱い方を全部判断できるという仕組みでしたから、適切な言葉ではないかもしれないけれども、煮ても焼いても文書館次第だというような仕組みでした。しかし、札幌市の場合は、そうではないので、そ

の点はおのずと違うと思います。

道立文書館の最近の研究報告の中で、鶴原美恵子さんが、国立公文書館の審査基準を参酌しながら独自でやった経過を大変詳しく報告していただいているので、それは参考になると思っています。

○大濱会長 その点で言うと、札幌市も10年ぐらいの単位で移管されてくるものがあるので、それらはある意味では半現用ですね。要するに、公文書等の記録資料をなるべく早く移管させることで、将来的には行政の円滑な運営に公文書館が何らから寄与していけるように支援することが問われてもいる。そういう方向性の中において30年を経たものは、公文書館が主体的に選別の判断をしますよということだから、それはそれできちんとしているのだと思うのです。ただ、かたくなに30年に固執するのではなく、これから徐々に緩めていく方向で考えていくということは、きちんとしておいたほうがいいと思う。

そういう点で言えば、これは、心理的には縛るけれども、主体性は公文書館が持っていると考えたらいいのだらうと思うのです。

何かございますか。

○安藤委員 形式論だけになってしまうのですけれども、今回、もともと第4にあったものを第1に審査の基本方針として持ってきておられます。審査基準をぱっと渡されて見たときに、審査の基本方針として第1に上がっているというのは、総則的な意味合いがあって、これ以降のもの全てにこの方針が妥当するのだという前提になるように読めるのです。

第1の柱書きに書いてあるとおり、条文の建てつけもそうですが、ここで書いてあるのは、第17条第2項第1号との関係においてのみの話であって、第2号、第3号とは条文上は結びついてこないです。ですから、こういう書かれ方をすると、5ページの第3の第2号のところ、6ページの第4の第3号のところ、第5、第6も含めてですが、そこにも第1の審査の基本方針が当てはまってしまうのではないかという読み方をされるので、そこは整理が必要かなと思います。

○大濱会長 具体的には、どういう整理がよろしいですか。

○安藤委員 例えば、細かく全体を通しての審査の基本方針をつくるとしたら、これとは別のものをつくる必要が出てきてしまうと思います。今度は、もっと抽象論を入れることになってしまうので、多分、入れられないと思うのです。ですから、第1をこういう形で上に持ってくるのだとすると、第1のところ、第17条第2項第1号の話を通じて、その中の1として審査の基本方針、2として個人に関する情報、3として法人等に関する情報という形で入れていく整理にならざるを得ないですね。

あるいは、今、第2にあるものを第1に戻して、第2の冒頭に第17条第2項第1号に基づく利用制限についての審査の基本方針として今の第1の内容を入れるか、それが一番きれいかもしれませんね。

○事務局（輪島文化資料室長） 審査の基本方針の第1は、第2以降の第17条第2項第1号に基づく利用制限、あるいは、その後の法人等に関する情報、公共の安全等に関する

情報、事務事業に関する情報等があるわけですが、全部をひっくるめての基本方針について、30年ルールを適用して原則30年という表現とし、ただ、その中の個人情報に限っては、「30年以上の一定の期間が経過し」という表現を残しております。ほかのところについては、できるだけ30年を原則にして公開していきましょう、ただ、個人情報に限ってだけは、30年以上という慣行を踏まえて公開していきなすという表現になっています。そこを最初に持ってきて、全体的な考え方を示したということです。

そういう意味では、今、委員が言ったとおりの内容で、号を入れて、わかりやすく整理したいと思います。

○大濱会長 これは、第1が基本方針、第2が利用制限となっています。だから、第1、第2をつけないで、基本方針は基本方針としてやっておけばどうですか。

○事務局（輪島文化資料室長） それは、わかりやすいかもしれません。第1をとって、冒頭で基本方針として、その後に第1から示していくというふうにも整理できるかと思います。

○大濱会長 その辺はどうですか、おかしいですか。

○安藤委員 結局、第1では、2行目にあるように、同条第2項第1号に規定する情報に該当するかどうかの判断についての基本方針になっているのです。第1号の情報に該当するかどうかの判断について決定されているのは、この審査基準ですと1ページの下から始まる第2だけであって、5ページから始まる第3以降については当てはまらないものになっているのです。今の資料のような整理をすると、中に書いてあるからわかるといえばわかるのですが、基本方針と書かれると、通常の人には、あたかも全体を通じての総則であるかのように読めてしまうのではないかと思うのです。その点に関しては、第1をとって基本方針としても余り変わらないと思います。

全体を通じての基本方針というのは入れたほうがきれいになると思います。そういう意味で入れるとすると、例えば、第1の2は、条例第17条の規定からしても、第1号の関係の内容になってしまっているのです。第1号に関する話でしかないのですが、今回、つけ加えていただいた条例第17条に基づく利用請求に係る情報が同条第2項各号に規定する情報に該当するかどうかの判断は、「特定重要公文書を一般の利用に供するという条例の目的に鑑み、必要最小限の制限を行うこととする」ぐらいのものを設けて、第2として、第2項第1号に基づく利用制限についてという中で、1として、基本方針というタイトルがいいかどうかわかりませんが、今の第1に入っている内容を入れる流れになるのかなと思います。

もう一つ指摘させていただきますと、今回、つけ加えていただいた第1の1の中段に、「特定常用公文書を一般の利用に供するという条例の目的」という書かれ方をしていますが、条例の目的にこういう表現は使われていないのです。条例の目的と書くときは、趣旨はそうですが、できるだけ、目的に使われている表現そのものか、あるいは、それに類する表現を使うのがいいと思います。例えば、使うとしたら、条例の目的で書い

てあるとおり、市民との情報共有を進めるという条例の目的などとしたほうがよろしいのかなと感じました。

○大濱会長 今の点についてはどうですか。

○事務局（輪島文化資料室長） 今、委員がおっしゃられましたとおり、基本方針と同条第2項第1号を分けて整理したいと思います。

それから、「一般の利用に供するという条例の目的」は、確かに、公文書管理条例の目的を見ますと、必ずしもそのままの文言が入ってないということでもありますので、市民との情報共有を進めるをこの文の中に差し込む形で整理したいと思います。

○大濱会長 それでは、今のような形で文章上の整理をして、もう少し明確にする方向でよろしいですか。

安藤委員、もう一度、今の点で整理したものに目を通してもらえますか。

○安藤委員 はい。

○大濱会長 よろしゅうございますか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○大濱会長 審査基準について、ほかにございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○大濱会長 では、今の事柄を踏まえて、もうちょっと調整して、すっきりした形にしていきたいと思います。

それでは次に、前回、問題になりました寄贈、寄託について、きょうは、具体的に受け入れ要領が提示されていますので、そちらに移りたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（輪島文化資料室長） それでは次に、資料2の札幌市公文書館寄贈・寄託文書受入要領（案）についてご説明させていただきます。

札幌市公文書管理条例の第2条第5号ウでは、法人その他の団体または市長に対し寄贈または寄託の申し出があった文章について規定しています。この文書は、市政の重要事項にかかわり、将来にわたって市の活動または歴史を検証する上で重要な資料となると市長が認め、寄贈または寄託を受けた文書を特定重要公文書とすることとしています。

この条例の規定を受けて、本市では、札幌市公文書館寄贈・寄託文書受入要領を定めなければなりませんけれども、この案につきましては、基本的に国立公文書館の寄贈・寄託文書受入要領を参考に案を作成しております。

条文は、全部で第7条までありますけれども、主な条文をご説明いたします。

第1条では、要領の趣旨としまして、最初にご説明したように、公文書管理条例による寄贈、寄託に関する基本的な考え方を規定しています。

第2条では、第1条を踏まえまして、具体的な受け入れ基準を（1）から（3）まで定めています。（1）としては、本市の重要な施策決定にかかわった市長等の考え方や行動を跡づけることができる重要な情報が記録されたもの、（2）としては、館が現に保存す

る特定重要公文書に記録された情報を保管することができる重要な情報が記録されたもの、(3)としては、本市の出資団体等の廃止等により散逸するおそれが極めて高い重要な情報が記録されたものとしています。

この基準に関しては、さきにご審議の結果を受けて策定しました公文書の管理に関するガイドラインの重要公文書該当基準を踏まえて受け入れていくこととなります。

受け入れ要領の第3条と第4条では、寄贈、寄託に関する手続を定めていますが、本日は、その中で様式1の寄贈申出書を参考に配付しています。

3ページ目になりますけれども、ごらんいただきたいと思います。

これは、前回の会議で、寄贈、寄託を受ける際に、財産権関係を一括して譲渡してもらったほうが、後々に面倒なことにならないのでよいというご助言をいただきましたので、この申出書の中に、特約事項として、このように整理して盛り込みました。

第5条では、寄託期間を5年間としていますけれども、一方の意思表示のない場合の自動更新の条項を入れています。具体的な寄託の相談を受ける過程では、権利関係が複雑になるケースも間々ありますので、寄託の受け入れではなく、なるべく寄贈としてもらえるような方向で調整してまいりたいと考えております。

要領(案)については、以上のとおりであります。

○大濱会長 受け入れ要領について、ご意見はございますか。

かなりすっきりしてきていると思います。

○安藤委員 私は、これ自体は特に異論がないのですけれども、1点確認したいのは、今回、寄託契約書が別紙についておりませんが、寄託契約書を締結する段階で、寄託者は、受け入れ要領の内容を了承するという内容を盛り込む前提でおられるのでしょうか。

といいますのは、第5条第2項、第6条第1項に関しては、どちらかというところ、行政内部での取り扱いの問題というよりは、当事者間の権利関係の問題になってくるので、当然、ここで掲げたからといって相手方を拘束するものにはなりません。こういう規定を設けるのであれば、少なくとも寄託のときに寄託者がこれに同意する形にしておかないと拘束力を持たせられないものですから、そこを確認させていただきます。

○事務局(輪島文化資料室長) 寄託契約書の中に、そういった内容を盛り込んでおります。

○大濱会長 よろしいですか。

○安藤委員 はい。

○大濱会長 寄贈、寄託は、主体は館が持っているということで、法的な面を相手にきちんと伝えるような申出書なり、あるいは、それに基づく契約書なりでやってください。

よろしいですか。

○事務局(輪島文化資料室長) はい。そのように作成していきます。

○大濱会長 では、特段のことはないのですが、これはこういう形にしたいと思います。

それでは次に、資料3に基づいて、どのような公文書館の展示を考えているのかと

いうことについて説明をしていただきたいと思います。

○事務局（榎本） 資料3にレジュメを用意してあります。

まず、常設展示ですけれども、公文書館でみるさっぽろの街づくりという総合的な名称で、一つには、公文書館とはというテーマで数枚のパネル、それから、札幌市の公文書館というテーマで、札幌市の公文書のライフサイクル等々を説明するようなパネルを考えております。

それから次に、札幌の形成と発展というテーマで、公文書を中心にしながら、札幌の都市づくり、まちづくり等の展示をつくっていかうと思っています。

3を読みますが、「札幌市は明治初期に街づくりをはじめたときから政治都市としてあゆみをはじめ、人口増加とともに経済的な機能も向上していった。明治末から大正期には、政府の出先機関が集まり、昭和戦前期に人口が全道一となり、日本銀行札幌支店の開店など経済的機能も集中してきた。戦後になると政治的経済的機能の集中がさらに進み、人口も急増していった。それに伴い市街地も郊外に広がり、様々な社会資本の整備が進んだ。しかし新たな都市問題も発生し、その解決を図りながら街づくりを行っている。」と。

こういう内容を、すぐ下の四角の中に趣旨パネルという八つの点で表現していますが、こういうキーワードを用いて今の文章を、画像等々を見せながらパネル一、二枚で説明するような展示をつくっていかうと思っています。

札幌の成長の様子を、下の四角の二つ目の展示の構成の中で、八つの時代区分と観点で分けをして、さらに詳しく展示をつくっていかうと思っています。

全ての項目を説明するとお時間がなくなりますので、幾つか資料をお見せしながらご説明したいと思います。

②として、札幌区の都市政策の開始という題名を考えていますけれども、それに使おうと思っている資料がこれです。

これは、余りきれいな話ではないですけれども、トイレの改造の契約書です。このころ、下水道もトイレもみんな素掘り、井戸も素掘りだったのです。これは、明治28年の契約書ですけれども、明治20年代に札幌の人口が急増しました。人口が急増するということは、いろいろな廃棄物等々がふえてきます。人口が少ないときは、土の中に浸透していった希釈されていたようなトイレの汚れが地下水に表現されてくるようになってしまって、衛生問題が大変になってきたので、トイレの下にかめを置いて改造しようという契約書がこれです。ついでながら、かめにたまったものを農家が集めていって肥料に使うという流れにもなっている資料です。

次の資料は、少し後の時代になりまして、残念ながら札幌市は公文書がないのですけれども、新聞に公文として札幌市の考えを示してあります。これが、トイレなどの改造を促すような公文で、論告と言います。これも見づらいので、画像の出し方を工夫しなければならぬ場合もあるかもしれませんが、新聞記事を見せると、このような感じです。

次は、⑦ですが、都市問題への対応で使おうと思っている資料です。

これは、公害対策審議会の資料群です。背表紙を見るとおわかりのとおり、水質部会とか悪臭部会というような書類が入っています。昭和30年代後半から昭和50年代ぐらいにかけての審議会の資料がこの資料です。

その中でも、昭和30年代後半に冬になるともやがかかったような状態になっていたばい煙を規制するために基準をつくることとして、審議会へ市長から諮問した資料がこの資料です。

そして、ちょっと見づらいですが、これがばい煙を排出するときの基準です。こういうような基準をつくっていくことで、札幌の大気汚染がある程度よくなっていったというわけです。

次は、戻りまして、⑤の長期計画による都市整備と札幌オリンピックの開催というテーマで、札幌オリンピック前後のことを扱おうと思っています。

これは、長期総合計画の書類群です。長期総合計画の審議会の書類と審議会に使った資料の山です。昭和46年に札幌市長期総合計画を策定したときの書類です。実際につくられたときには、実行計画として5年計画がつくられていきますが、長期計画と実行計画との関係を図示したものです。下の実行計画は、3年ぐらいで改定することになっていますが、実際には5年計画をつくっていくことになります。

以上が、常設展示の資料とテーマです。

なお、展示の構成のテーマ名ですけれども、①から⑧まで、一応、仮題をつけていますが、実際につくっていくときには、若干の変更になろうかと思います。

次に、レジュメの2ページですが、公文書館オープン記念展示案です。

1の札幌区と公文書ということで、札幌区の制度にかかわるものです。札幌区というのは、札幌市の前身です。札幌市は、北海道区制という全国的な市制とはちょっと違う区制を施行して自治体になるのですけれども、その制度にかかわる展示をつくろうと思っています。

2の都市整備と公文書では、都市計画とか都市づくり関係にかかわる公文書を使って展示をつくっていこうと思っています。

幾つか紹介しますと、これは、明治19年につくられた琴似新道の図面で、国立公文書館が所蔵する明治19年の北海道庁の事業計画書の中に入っているものです。札幌駅がこのあたりで、これが創成川になります。琴似駅がこのあたりになります。琴似本通がこれです。俗に茨戸街道ともいわれています。これが新琴似四番通という通りで、19年にこの道路をつくって、20年に新琴似屯田が入植します。ここに入植をさせる予定で道路をつくったようです。

入植させるためには、これだけではなくて、札幌市の北区は湿地帯が随分多かったようです。札幌の市街地がここで、札幌駅がこの辺で、創成川がこれに当たります。そして、北区、西区の北側から茨戸にかけてのあたりに縦、横に線が描かれていますが、これは排水路です。大下水と言う場合もありますけれども、入植させるために、こういう大きな下

水をつくって排水しようという案があったようです。これは、どうも実際にはちょっと違う形で実現されました。

これが、明治29年の陸地測量部がつくった地図ですけれども、それでいきますと、先ほどとは違う形で道路ができていますし、排水路もおおむね道路に沿ってつくられています。実際には、排水路は違う形になっています。先ほどの琴似新道がこれに当たりますし、新琴似四番通がこれに当たります。先ほどの図面では、この辺だけに道路がつくられている状況になっていました。

次は、やはり国立公文書館が持っている公文書で、北海道札幌都市計画区域変更というものです。これは、道や市から上がってきたものに国が認可を与えるときの書類の表紙です。

中身を見ると、この辺に都市計画課長の判こがあつて、事務次官に決裁文として上がっている様子がわかります。

次いでこの資料は、都市計画地域変更と言いまして、今の用途地域の変更ですが、昭和31年に札幌市が申請したときの市側の書類です。これを使って、展示をしようかと思っております。最初のところに昭和31年とあります、この書類が国へ行って、認可されたときの札幌市側の書類です。企画がうまくいったら、これを展示のガラスケースに入れて、展示しようと思っています。本当は、国の書類のほうも現物を展示できると良かったのですが、残念ながら現物を借りられなかったので写真パネルにし、札幌市役所の書類は何とか都市計画の部署から許可をいただいて実物を展示したいと思っています。現物を展示するのがいいと思っているのですが、劣化やセキュリティーの問題などで、ガラスケースの中とはいえ、出しっ放しにしておくわけにはいかないので、一日に一時間などと時間を決めて展示するなど方法を考えています。

簡単ですが、こんなことを考えております。

○大濱会長 ありがとうございます。

何か質問はありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○大濱会長 要するに、公文書館がわかるような展示を大変努力してやってくださっているので、期待できるのではないかと思います。一般に公文書館の展示は、歴史館の展示と大差はない形になっていますが、ここでは、公文書館とはとか、札幌市の公文書館という形で、札幌市の文書がどういう流れで公文書館に来るかということがきちんと押さえられた展示をお願いします。

私は、そういう展示を幾つか見っていますが、最近では、福岡県の共同公文書館がかなりいい形でやっています。どうして公文書館が共同でできてきたかを提示することによって、公文書館の性格をわかってもらおうとしている。職員研修のときにもそこに連れてきて、職員がつくっている公文書は、後々、どういう形になってくるかということまで見せようとしていますから、今回もそういうことが期待できるのだろうと思っています。

それでは、展示について、ご意見がなければ次に行きたいと思います。

きょうの主な議題は終わりましたが、何かご意見はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○大濱会長 それでは、一番最初にありました審査基準の問題については、もう一度、文章上の問題を整理していただいて出す形にしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と発言する者あり)

### 3. その他

○大濱会長 次に、次回は、6月17日の週を予定しておりますが、それは、改めて調整したいと思います。

次回の問題の一つに、廃棄リストの問題があります。そして、永年になったものを30年にする形で、かなりの廃棄が出てくると思います。ここでのやり方は、一応、見ることになっていますが、重要なのは、今でいうと文化資料室に当たりますが、館と原課の意見の調整がつかないものがあれば、それについては、ここでかなり審議をします。

今、聞いているところによると、そのような問題は起こっていないようです。そして、今回の場合は、ある程度の量になりますが、廃棄リストを事前にお送りするようにします。ですから、特に30年物で気になるものがあれば、それについては目を通していただいて、ここで審議をします。現在のところ、大きな意見の調整は全くないようですから、その辺に目を通していただきたい、議論したいと思います。

10年物については、それほど大きなことがないようですから、30年を軸にします。永年が30年になって、廃棄リストの中で問題があるものは、そこで検討する形にしたいと思います。特に、ここでやらなければならないのは、原課と館の意見調整がつかないものについてはかなり審議しますが、今のところ、それは起こっていないと聞いております。そして、廃棄リストは、6月初旬にはお手元に届くように送りたいと事務局は言っておりましたが、それでいいですね。

○事務局(高井文書事務担当係長) 今のおりですけれども、札幌市は、今回、初めて有期限に見直したこともありまして、予想よりちょっと多くて、五、六千ぐらいの件数になっていきますので、例えば、同じ種類をまとめるとか、同じタイトルの簿冊を1ページにするとか、なるべく見やすいリストを作成中ですので、会長に言っていただいたとおり、6月の初めぐらいに送りたいと思います。紙の量にして100枚ぐらい、両面で印刷すると200ページぐらいになります。厚さは1センチメートル弱ぐらいかと思います。

○大濱会長 見やすいようにつくってくれと言っていますから、ある程度、同じ種類のものので判断できるのではないかと考えています。

もう一つは、特定重要公文書利用等の規則が議題にかかることになっています。決裁の関係で、場合によれば、報告になるかもしれませんが、その点は了解していただければと思います。

今回は、その2点をかけたいと思います。

以上ですが、何かございましょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○大濱会長 事務局から何かありますか。

○事務局(高井文書事務担当係長) 今、6月17日から24日の週で日程調整をしております。まだお返事をいただいている方は、よろしくお願いいたします。

それから、場所については、案件によって、ここでやったほうがいいときは、きょうのように公文書館でやらせていただくとおもいますが、そうでないときは、また本庁周辺で探したいとおもいますので、よろしくお願いいたします。

○大濱会長 これからは、議題によって分ける形でいきたいとおもいますので、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 4. 閉 会

○大濱会長 きょうは、これで第1回審議会を終わりにいたします。

どうもありがとうございました。

以 上